

第2次瑞穂町環境基本計画

「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」を目指して



瑞 穂 町

第2次瑞穂町環境基本計画の策定にあたって

瑞穂町では、平成19年4月に「瑞穂町環境基本条例」を施行し、町民、事業者及び行政の環境に関する責務などについて定めました。

この条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成21年3月に「瑞穂町環境基本計画」を策定(平成27年3月改訂)し、基本目標を「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」と定め、瑞穂町の環境保全等に資する施策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、この10年間に自然環境や社会情勢の変化に伴う事象は顕著になってきました。

ひとつには、地球温暖化が原因とされる気候変動です。町でも台風による豪雨や強風によって、かつてない短時間強雨や最大瞬間風速を記録し、何度も甚大な被害を経験しました。

また、社会情勢の変化においては、人口減少と高齢化による空き地や空き家、遊休農地の増加など、私たちの生活環境に少なからず影響が生じてきています。

さらに、私たちの日常生活に大きな利便性をもたらしてきたプラスチック製品による海洋汚染も地球規模の大きな課題となっています。

一方で、瑞穂町には狭山丘陵をはじめとした豊かな自然環境が残されていて、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれています。

私たちは、先人たちによって守り受け継がれてきたこの豊かな環境を、未来に引き継ぐ責任があります。そのために、身近な環境問題に关心を持ち、できることから一つずつ取り組んでいくことが大切です。

「第2次瑞穂町環境基本計画」は、それぞれの地域で住みよい環境を保全し、将来にわたって活力のある社会が維持できる「持続可能な社会」を目指して策定しました。

これからも、計画の基本目標に掲げている”自然とふれあい、安心して暮らせるまち”であり続けるために、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、町民、事業者の皆様をはじめ、環境審議会及び関係者の方々から多くの貴重な御意見や御提案を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

平成31年3月



瑞穂町長 杉 浦 裕 之

目 次

(頁)

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1 計画の基本的事項 | 2 |
| (1) 策定の背景 | 2 |
| (2) 計画の目的 | 2 |
| (3) 計画の位置づけ | 3 |
| (4) 計画の主体 | 3 |
| (5) 計画の期間 | 4 |
| (6) 計画の対象区域 | 4 |
| (7) 計画の対象とする範囲 | 5 |
| 2 環境に関連する社会的動向 | 6 |
| (1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題 | 6 |
| (2) 国連の持続可能な開発目標（S D G s [エス・ディ・ジーズ]） | 8 |
| 3 瑞穂町の概況 | 9 |
| (1) 瑞穂町のプロフィール | 9 |
| (2) 人口 | 9 |
| (3) 産業 | 11 |
| (4) 土地利用 | 12 |
| (5) 交通 | 12 |
| (6) 瑞穂町の環境に対する町民の満足度 | 13 |
| 4 第1次計画の進捗状況 | 15 |
| (1) 第1次計画の進捗状況の公表、見直しの実施状況 | 15 |
| (2) 町の施策の実施状況 | 15 |
| 5 第1次計画の見直しにあたっての主要課題 | 18 |
| 第2章 基本目標と望ましい環境像 | 19 |
| 1 基本目標と望ましい環境像 | 20 |
| 2 望ましい環境像と環境目標 | 21 |
| 第3章 望ましい環境像を実現するための取組 | 25 |
| 1 望ましい環境像の実現に向けた基本方針 | 26 |
| (1) 16の基本方針 | 26 |
| (2) つなげる環境づくり～取組を展開していくために | 27 |
| 環境像① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち | 28 |
| 基本方針1 温室効果ガスの排出抑制のために | 29 |

| | |
|---|----|
| 基本方針 2 気候変動への適応をすすめるために | 31 |
| 基本方針 3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために | 32 |
| 基本方針 4 資源の効率的な利用のために | 34 |
| 環境像② 狹山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、 人と自然が共生するまち | 35 |
| 基本方針 5 豊かな緑を守り、育てていくために | 36 |
| 基本方針 6 多様な生き物を守り、育てていくために | 37 |
| 基本方針 7 水辺を守り、育てていくために | 39 |
| 環境像③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮ら すことのできるまち | 40 |
| 基本方針 8 きれいな空気を守っていくために | 41 |
| 基本方針 9 きれいな水を守っていくために | 42 |
| 基本方針 10 不快な騒音や振動をなくしていくために | 43 |
| 基本方針 11 清らかな土地を守っていくために | 44 |
| 基本方針 12 様々な公害を防いでいくために | 45 |
| 環境像④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち | 46 |
| 基本方針 13 快適で美しいみずほを創っていくために | 47 |
| 基本方針 14 魅力ある温かいみずほを創っていくために | 48 |
| 環境像⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち | 49 |
| 基本方針 15 みんなで学び、協力していくために | 50 |
| 基本方針 16 連携・協働による取組を広げていくために | 51 |
| 第4章 重点プロジェクト | 53 |
| 1 重点プロジェクトの位置づけ | 54 |
| 2 重点プロジェクト | 55 |
| (1) 狹山丘陵をはじめとする自然環境との共生の取組 | 55 |
| (2) 緩和策と適応策を両輪とする地球温暖化対策の推進 | 55 |
| (3) 協働による環境保全活動のための基盤づくり | 56 |
| 第5章 環境配慮行動・指針 | 57 |
| 1 環境配慮行動・指針の位置づけ | 58 |
| 2 町民の環境配慮行動 | 58 |
| (1) 居間や各部屋で | 58 |
| (2) 洗面所・風呂場で | 59 |
| (3) 掃除・洗濯 | 59 |
| (4) 台所で | 59 |
| (5) ごみ出し | 60 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (6) 外 出 | 61 |
| (7) 買い物 | 61 |
| (8) 取り入れる | 62 |
| (9) 自然や生き物とふれあう | 62 |
| (10) 学ぶ、参加・協力する | 63 |
| (11) その他 | 63 |
| 3 事業者の環境配慮行動 | 65 |
| (1) 共通の項目 | 65 |
| (2) 農 業 | 68 |
| (3) 建設業 | 68 |
| (4) 製造・流通・サービス業 | 69 |
| 第6章 計画の推進体制と進行管理 | 71 |
| 1 計画の推進体制 | 72 |
| (1) 計画の推進体制 | 72 |
| (2) 環境配慮行動の推進（町、町民及び事業者それぞれの推進） | 73 |
| (3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化 | 73 |
| (4) 国、東京都、周辺自治体などとの協力体制づくり | 73 |
| (5) 年次報告と財政上の措置 | 73 |
| 2 計画の進行管理 | 74 |
| (1) 町の施策の実施状況の把握 | 74 |
| (2) 町民・事業者の取組状況の把握 | 74 |
| (3) 計画の進捗状況の公表、見直し | 74 |
| 巻 末 資 料 | 75 |
| 資料 1 瑞穂町環境基本条例および施行規則 | 76 |
| 資料 2 策定経過 | 83 |
| 資料 3 用語解説集 | 85 |

この計画書中の年の表記は、平成 31 年 4 月 30 日の翌日（2019 年 5 月 1 日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。

新元号が施行された後は、新元号の相当する年に読み替えてください。